

普通預金（スマホd e通帳！）規定

（関連規定の適用・準用）

普通預金（スマホd e通帳！）（以下、「スマホd e通帳！口座」といいます。）については、当行ホームページに掲載の普通預金等共通規定、普通預金規定、普通預金（照合表口）規定、普通預金（決済用普通預金）規定、総合口座取引規定、キャッシュカード規定によるほか、次の規定（以下、「本規定」といいます。）により取扱います。

なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

1.（スマホd e通帳！口座）

- (1) スマホd e通帳！口座とは、紙の通帳・照合表の発行に代えて、スマートフォンアプリ（スマホd e通帳！）等によりこの預金口座の入出金明細を確認いただく口座をいいます。
- (2) スマホd e通帳！口座においては紙の通帳・照合表は発行しません。
- (3) 窓口でスマホd e通帳！口座を新規で開設いただく場合は、必ずキャッシュカード（ワイエムカードを含みます。）を発行させていただきます。
- (4) スマホd e通帳！口座にて利用できるサービス内容、利用条件は当行ホームページ等にて提示しますので、内容をご確認ください。

2.（取扱店の範囲）

- (1) スマホd e通帳！口座は、原則、現金自動預入払出兼用機（以下、「ATM」といいます。）のご利用、またはインターネット・モバイルバンキングサービス等のご利用によりお取引いただけます。
- (2) 当行の店舗をご利用の場合、スマホd e通帳！口座は、口座の開設店のほか当行国内本支店どこの店舗でも、原則、指認証取引またはキャッシュカードを提示することで預入れまたは払戻しができます。

3.（スマートフォンアプリ等による入出金明細の確認）

- (1) スマホd e通帳！口座におけるスマートフォンアプリ（スマホd e通帳！）等で提供する入出金明細の照会期間は、当行所定の期間とします。
- (2) 書面での入出金明細をご要望の場合、当行所定の手数料をいただきます。

4.（有通帳口座あるいは照合表口座からスマホd e通帳！口座への切替）

- (1) お客様は、当行所定の方法により、既存の普通預金通帳（または総合口座通帳）使用の普通預金（総合口座を含みます。以下、「有通帳口座」といいます。）あるいは普通預金（照合表口）（以下、「照合表口座」といいます。）をスマホd e通帳！口座に切替することができます。ただし、スマホd e通帳！口座に切替する該当預金口座についてキャッシュカードを発行していない場合（スマホd e通帳！口座への切替と同時にキャッシュカードを発行する場合を除きます。）はお申度いただくことができません。
- (2) 有通帳口座をスマホd e通帳！口座に切替した場合、普通預金通帳（または総合口座通帳）はスマホd e通帳！口座に変更した時点でご使用いただけなくなります。
- (3) 有通帳口座の総合口座をスマホd e通帳！口座に切替した場合、総合口座定期預金取引は総合口座通帳から定期預金通帳に切替し、引続き総合口座定期預金取引としてご利用いただけます。

5.（スマホd e通帳！口座から有通帳口座または照合表口座への切替）

お客様は、当行所定の方法により、スマホd e通帳！口座から有通帳口座または照合表口座に変更することができます。

6.（預金の預入れ）

- (1) スマホd e通帳！口座に現金等を窓口で預入れるときは、原則、指認証取引またはキャッシュカードを提示してください。手形、小切手を窓口で預入れるときは、原則、キャッシュカードを提示してください。

指認証取引またはキャッシュカードの提示がない場合、当行所定の振込手数料をいただきます。

- (2) スマホd e通帳！口座は、キャッシュカード規定に関わらず、「ATMを使用した通帳による振替入金」はご利用いただけません。

7.（預金の払戻し）

- (1) スマホd e通帳！口座から窓口で払戻しするときは、原則、指認証取引またはキャッシュカードの提示をしてください。
- (2) キャッシュカードの提示の場合は、当行所定の払戻請求書に記名のうえ、当行店頭に備え付けの機器へ暗証番号をお客さまご自身で入力してください。または、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。
- (3) 前項の手続きに加え、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

8.（預金の解約）

- (1) スマホd e通帳！口座を解約するときは、キャッシュカードを持参のうえ当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。
- (2) 総合口座定期預金取引がある場合は、該当預金口座の定期預金通帳を提出してください。
- (3) 前項の手続きに加え、解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約を行いません。

9.（規定の変更）

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力の発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上
(2019年10月1日現在)